

# 太政官札価値安定方案について

岡 田 俊 平

一

明治元年閏四月に商法司―商法会所の機構が明治政府によって設立され、さらに明治二年三月には商法司を廃止して、通商司―為替会社・通商会社機構に改革された。この制度的変革の目指すところは、明治維新による政治的社会的変革の結果、混乱をきたした従来の封建社会的商品流通組織を整理するとともに、全国的な商品流通機構を形成し、さらに外国貿易機構を発展せしめることにあった。

これらの経済制度の形成・改革の目的となった、商品流通に関する全国的機構の確立に必要な条件としてとりあげられたものは、太政官札の発行による資金供給政策であった。しかしながら、当時勸業貸付といわれた資金供給政策のために利用された太政官札は、十分な社会的信認を得るに至らず、その流通性は限定され購買力は低

太政官札価値安定方案について

### 太政官札価値安定方案について

落して、商品流通の発展に対しては却って障碍となる状態をもたらしたのであった。

明治元年十二月四日明治政府は太政官札時価通用令を布告し、同月二十四日租税上納については金百両に紙幣百弍拾兩の相場を公定することを、まず伊豆国および関東諸県に到達した。<sup>(1)</sup>さらに二年二月十二日には政費の支出は一ヶ月中旬十日間の平均相場によって紙幣をもつて行い、租税納付分の紙幣換算は時々評議の上決定すべきことを布告した。<sup>(2)</sup>しかるに同月二十八日には地域により紙幣相場が相違するため、右の方策は不適切であるという理由にもとづいて、財政収支はすべて正金百兩に付紙幣百弍拾兩の相場を定率とすべきことを決定したのである。<sup>(3)</sup>

このように、明治政府は太政官札の価値低下を防止する方策を確立することができず、太政官札の市中相場を容認しながら、減価した点において法定相場を決定し、太政官札の流通性を拡大することに努力していたのである。しかしながら、この紙幣政策は太政官札について市中相場と法定相場を立てる結果となり、価格体系の混乱を益々激しくするに至るものであった。これについて二年三月出納司の東京支署は次のように説明して、むしろ時価にしたがって流通せしめるべきであることを建言している。

「東京府下近日楮幣ノ時価殊ニ低下シ金一兩ノ本価<sup>銀六十匁</sup>ヲ以テ銀四十匁或ハ三十四・五匁ニ当ツ、之ヲ楮幣一百二十兩ノ定価ニ比較スレハ幾許ノ分差ヲ見ル有リ、蓋シ各衙署ノ用度物品ヲ商買ヨリ購買スルヤ商買ノ調進スル物品ノ価直ハ問差額ニ応シ之ヲ増加シテ以テ販鬻ス可キニ由リ復タ損失ヲ受ケサルモ、堤防營繕等ノ如キハ前日ハ金貨ヲ以テ予算シ、今日ハ楮幣ノ定価ヲ以テ発支ス、人民是カ為メニ損失ヲ被フル少小ナラス、官吏ノ月給金及ヒ資費金ヲ以テ家計ヲ支弁スル者ノ如キ其ノ領受スル楮幣ハ時価ノ低下セル為メニ定額金貨ノ実数ニ

当ラス、然ルモ是レ唯タ一家一身ノ豊約ニ係ルノミ、敢テ大ニ顧慮スルニ足ラス、然リト雖モ到底今日ノ楮幣ノ時価ハ二割分<sup>即チ十</sup>ノ二或ハ二割五分ヲ低減スルニ由リ人民ノ困苦頗ル甚シク、加之ノミナラス官員ノ旅費金ハ行役ノ地方ニ於テ之ヲ支消スルニ因リ損耗尤モ多シトス、苟モ楮幣ニ時価ヲ立テサレハ則チ已ム、業已ニ時価ヲ立ルヲ許シ、而シテ民間ノ通用スル所ト官府ノ支出スル所ト其ノ価格ヲ二ニスルハ公平ノ施為ニ非ス、我官當ニ審議シテ一定ノ方法ヲ設立スヘシト雖モ、東京ノ出納會計ハ請フ姑ク従前ニ因仍シ市中ノ時価ニ照算セン<sup>(4)</sup>これによって、明治二年二月に決定した太政官札の法定相場は、三月にはすでに市中相場と乖離し、二つの紙幣相場が存在する状態になり、そのために、さらに価格体系を混乱せしめるに至って、特に官吏の俸給・旅費あるいはその他の質銀受領者の実質所得を低減せしめる弊害を生じていることが知られるのである。出納司東京支署は、太政官札を市中相場に應じて支出する以外に、この弊害を回避する方法のない事情にあることを説いている。これに関して、三月二十日会計官は既定の堤防營繕等の土木費用に紙幣を支出する場合、市中相場にしたがって換算すべきことを太政官に稟議してその裁可を得たのであった。<sup>(5)</sup>

明治二年三月付の相良俵斎の上書にも、銅銭と太政官札の価値に間差を生じている状態を述べ、太政官札の銅銭に対する価値を二割低下することを公認すべきであると建議している。すなわち、

「即今ノ形勢見聞仕候処、貨幣ノ不定物価ノ貴騰月ニ新日々ニ新ニシ不可言、銅銭所々ニテ相對通用仕候、<sup>文錢</sup>或ハ八文真鑄錢拾貳文或ハ拾六文文久錢八文或ハ拾二文、御布告之通り通用仕候者武家ノミニ御座候、尤三都之儀者御告之通り相守候得共、乍恐於都府楮幣ト銅銭ノ相場高下有之候段不可然ト奉存候、從天朝被 仰出候貨幣奸商共私ニ相場相立高下相定候儀、

太政官札価値安定方案について

太政官札価値安定方案について

天朝奉侮所業言語同断ノ御儀ト奉存候、

外国人賈楮幣数多出シ候ニ付、追テ楮幣通用御廢止杯ノ流言シ、貨幣ヲ以博奕同様ノ相場ヲナン家業ヲ廢ス輩有之由、右等ノ輩ヲ罰シ兩替屋ヲ廢ストキハ貨幣公平ニナリテ万民惑乱スルコト無ルヘシ、甚シキニ至テ

ハ外夷共相場ヲ定メ、トル銀七匁二分ニテ銀五十二匁通用シ、是ヲ我一分銀トスルトキハ同目方金三分ニテ

四十五匁ノ通用トナル故ニ、外国人是ヲ買トリテトル銀トシ五十二匁ノ通用ナセリ歎セスンハアラス

尤米穀諸品八年ノ豊凶ニ随ヘ高下御座候得共、貨幣ニ豊凶無御座候間断然御決定被為在、楮幣ニ割下ケ金壹匁ニ付銀九貫六百文

通用被 仰出候様被遊度奉存候、猶商法ノ道ヲ相開諸物価公平諸民救助ノ儀、富国強兵民心論ニ認置候間御尋

御座候者可奉申上候」<sup>(8)</sup>

このように太政官札の価値は低落を続け物価騰貴をもたらして、経済的安定を阻害する状態を醸成しつつあったが、明治政府はこの太政官札を財政支出に利用し、その流通性を拡大するために政府自体もその市中相場に順応せざるを得ないことになり、ここに太政官札に対する社会的信認の基礎を益々薄弱なものにする状態を生み出すに至ったのである。

- (1) 「貨政考要」法令編、第二卷、六一―七頁
- (2) 同右、九頁
- (3) 同右、一一頁
- (4) 「大蔵省沿革志」(明治前期財政經濟史料集成、第二卷、四八二頁)
- (5) 同右

(6) 「大隈文書」 A三三〇〇

二

このような通貨事情の下において、会計官出納司自体がどのような財政資金の支出を行っていたのであろうか。「大隈文書」に保存されている横浜出張出納司の「巳二月中勘定帳」<sup>(1)</sup>によって政費支払の実態の一部を見ても、次のような混乱状態が見られるのである。

入金合計金一九五、七〇三兩二分三朱、金札九〇、〇〇〇兩、洋銀二三五、四四八枚二分五毛五才、錢一一〇貫二一六文に対して、支出の部に次のような例が見られる。

「巳二月七日

朱) 金貳拾三兩三分

(書) 永八拾七文九分<sub>之</sub>代

一金札三拾七兩貳朱

錢四貫八百三拾三文

二月九日

朱) 金貳百參拾四兩壹分

(書) 永貳拾文五分

平均札相場三拾七匁八分四厘余

横浜包座二月中諸入用

札相場四拾壹匁八分替

太政官札価値安定方案について

太政官札価値安定方案について

一金札三百三拾六兩卷分

包座出張所破損并疊建具

錢八拾七文

銅印其外小買物口々

二月十三日

朱) 金八百拾四兩

(書) 永六拾貳文五分

札相場四拾壹匁七分替

一金札千百七拾壹兩

燈明船製造并ソソライス船模様替ニ付  
材木大工木挽鍛治人足賃

錢貳貫三百三拾七文

同日

朱) 金百三拾五兩三分貳朱

(書) 錢五百八拾貳文

札相場四拾貳匁三分替

一金札百九拾壹兩三分壹朱

長谷三郎兵衛去辰十二月より已

錢貳百拾貳文

正月中都合三ヶ度横浜出張道中手当并旅籠代人足賃共

二月十五日

(書朱) 金四拾六兩貳朱之代

札相場四拾貳匁五分替

一金貳拾三兩壹朱

燈明台調役早坂庄次郎去辰十二月十九日

金札三拾貳兩貳分

より正月晦日迄日數四拾壹日分上下三人

錢六百四拾五文

旅籠代壹分式朱宛之割

二月十八日

(書朱) 洋銀九百七拾八枚之代

一金札千三百六拾兩壹分

錢貳百八十四文

相場札四拾壹匁七分替  
洋銀五拾八匁替  
燈明台製造所普請家作  
請負高之内渡

二月廿二日

(書朱) 金三拾六兩之代

一金札五拾三兩三朱

錢百七文

札相場四拾匁六分

燈明台船製造ニ付材木御買上代

二月廿七日

(書朱) 洋銀五百枚之代

一金札七百貳拾五兩三分

錢六百八拾九文

相場札三拾八匁三分  
洋銀五拾五匁六分替  
燈明台横浜弁天製造所普請請負  
高之内相渡候分

右に摘記したように、建設、営繕費、其他諸経費は、まず金あるいは洋銀によって支出金額が決定されるが、支払に当っては三〇%乃至三五%下落している紙幣相場にしたがって換算した太政官札が用いられているのである。また給料旅費等は金をもって表示された支出額の半額を正金により、残余の半額を紙幣相場により換算した太政官札をもって支給されている場合も見られるのである。このような支払方法が行われていることによって、明治政府は価格体系の混乱を招くにもかかわらず太政官札の流通性増進に関して強行的な方針をとらざるを得ない。

太政官札価値安定方案について

太政官札価値安定方案について

い状態にあつたことが知られるのである。しかしながら一方において、外国人に対しては洋銀あるいは正金をもつて支払ねばならないのであり、また対外支払に必要な洋銀獲得のために多額の正金を支出せねばならなかつたのである。例えば同勘定帳に次のような支出項目が見られるのである。

「二月廿五日

一洋銀三千六百枚式分

燈明台ソナリス船将已下給料其外諸入用

同日

一金八拾七両貳分貳朱

右同断水主給料

錢三百六拾文

この勘定帳の支出合計は金一七六、七二九両貳分、金札二四、三四四両三分二朱、洋銀二二五、四二九枚〇三、錢一六貫八七三文となつており、正金支出額の中一七四、二五四両三分三朱は、洋銀買入れ資金として支出され、洋銀支出額の中二〇一、五二七枚八三は外国商社へ質入の地金銀を引取るための代り金として支出されているのである。これによつて知られるように、明治政府によつて太政官札流通強行政策がとられているにもかかわらぬ、明治二年二月の会計官出納司による支出を見ると、その大部分は、正金および洋銀によつて占められており、出納司は洋銀の獲得、地金銀の確保という正貨基準の業務を主体としていたことが知られる。これに対して太政官札による支出は、はるかに小額の給料、旅費の一部あるいは建築營繕費等の費目に限定されていたことが見られるのである。

明治二年中の「横浜出張通商司出納勘定取調書」<sup>(2)</sup>によつても、収入合計金一、二九二、五二三両二朱、永八七



○文九分、洋銀七九六、五三六枚八二であつて、この中正金の大部分は大坂、京都の出納司より廻付されたものであり、洋銀の殆んどは邦銀あるいは地金銀引当に外国商社より借入れたものあるいは買入れたものである。また支出合計は金八七〇、七八二両三朱、永六一文三分、洋銀六三二、七三九枚九八であつて、正金支出の大部分は洋銀買入代金あるいは洋銀借入引当のものであり、洋銀支出は借入分の返済あるいは一分銀一朱銀等の銀貨との交換分である。しかも小額の雜費もまた正貨によって支出されているのである。明治二年六月以降通商司は為替会社設立にあつて巨額の太政官札を融資して為替会社・通商会社を通じて太政官札の流通をはかつたのであるが、明治二年中の横浜出張通商司の業務は洋銀とわが国の金銀貨幣との交換による貿易通貨の獲得、貿易金融の整備に重点をおいており、太政官札の流通については積極的な政策をとつていなかったことが右の勘定書によつて察知できるのである。明治二年八月付横浜通商司の「銀買入勘定帳」<sup>(3)</sup>によつても、六月二十九日以後八月十日までの間に古老分銀・老朱銀あるいは金銀塊を引当にして、五七万弗に達する洋銀を和蘭五番タック商会その他から借入れていることが見られるのである。これらによつて、通商司が対外支払手段としての洋銀の確保に非常な努力をつくつていたことが知られるのであるが、一方において為替会社に対して多額の太政官札を融資して流通手段としての使用拡大をはかり、また出納司は時価通用を容認して太政官札による財政支出を拡張しようとしていたのである。

このように、政府機関自体が紙幣相場を公認しながら正貨と紙幣の混用を行い、しかも太政官札の流通を強行せねばならない状態にあつたことの根本的原因は、財政的基礎の薄弱な維新政府が政治的・社会的改革、全国的経済組織形成等、封建的社会から離脱する諸政策を遂行するために必要な多額の資金を政府紙幣によつて賄ね

太政官札価値安定方案について

ばならなかったことにあるといえよう。しかも、その政府紙幣に対する社会的信認は十分に確保されず、その流通性が限定されていたことが、政府をして太政官札の流通について強制的方策をとらしめるに至ったものと考えられる。

明治政府が遂行している正貨吸収政策と、それに対応する太政官札投入政策は益々太政官札の価値を不安定なものとし、却って経済流通を混乱せしめる結果を招くに至るものである。勸商機関として設立された商法司―商法会所制度が商品流通発展について十分の効果をもたらすことができなかつた原因の一部も、このような不安定通貨の貸付を強行する方策をとらなければならなかつた点に見出されるのではなからうか。正貨と紙幣の混用による価格体系混乱の状態に対する通貨政策として、太政官札の流通性を拡大するためには、むしろ国内経済における通貨構成を紙幣本位に統一し、正貨の流通を停止すべきであるという主張が現われるのも当然の思考経路であろう。

この問題に関して、出納司が明治二年三月十三日、政府紙幣の流通性を拡大するためには正貨による支払を禁止すべきであるとして、

「新貨幣ノ鑄造ヲ議決シ政府ヨリ真貨ヲ支出セサル可キヲ発令シタリト雖モ、人民多クハ楮幣ヲ信貴セス、故ヲ以テ政府ノ真貨ノ支出ヲ停止セルヲ人民ニ普知セシメハ則チ却テ楮幣ノ流通ヲ資助セン」<sup>(4)</sup>

と太政官に建議して、

「新ニ貨幣ヲ鑄造シテ、発行スルノ官議已ニ決セリ、故ニ朝廷ノ度支ハ一切ニ楮幣ヲ以テシ決シテ金貨ヲ以テセス、各官司府モ交々宜ク之ニ準スヘシ、然ルニ聞ク各官司府或ハ楮幣ヲ金貨ニ兌換シテ支発スル有リト、自

今以後ハ外国人ニ交付スル者若クハ僻境遐陬ニシテ楮幣ノ流通阻格スル地方ニ交付スル者ヲ除クノ外ハ総テ楮幣ヲ以テ支弁ス可シ<sup>(6)</sup>」

と主張して太政官の裁可を得ている。この意見は明治政府の通貨政策が太政官札の流通性拡大を指向しながら一方において正貨支払を混用する方法をとっていることが、却つて太政官札すなわち政府紙幣に対する信用の基礎を崩しつつあることを指摘して紙幣のみの通貨構成制度を形成すべきであることを提案しているのである。

これに対して、明治二年四月八日明治政府は次のような沙汰書をもって、

「近來金札格外下落人民窮迫ニ立到候儀ハ畢竟五官府藩県共心得違之者拝借金月給等両替屋ニ於テ正金ニ引換遣払候ヨリ大ニ下々疑惑ヲ生シ、正金ハ日々引上ケ金札ハ日々下落シ正金金札共不融通ヲ醸シ候次第ニテ、遂ニ下々産業ヲ取失ヒ候様可立到、別テ金札御施行之御趣意ニモ相戻リ以之外ノ事ニ候、就テハ五官府藩県厚ク御主意ヲ奉戴シ総テ金札ヲ以テ遣払候様可致、以後不心得之所業於有之ハ屹度可被及御沙汰候事<sup>(6)</sup>」

と、経済的混乱の原因が政府機関において太政官札による支払方法を徹底的に遂行していない点にあることを説いているが、翌九日にはさらに一般取引においても金貨の使用を禁止し、すべて太政官札によって取引決済すべきことを布達し、紙幣本位制度の実施と公表しているのである。

「楮幣ヲ発行スルノ旨趣ハ財用ノ流通ヲ利便スルニ在リ、故ニ往日民間ノ時価ヲ以テ相ヒ授受ス可キヲ布令シ、爾來尚ホ此ノ旨趣ヲ誤会スル者無キヲ欲シ更ニ戒令ヲ発下スルスニ数次ナリ、然ルニ此ノ旨趣尚ホ未タ下民ニ貫徹セス、凡百ノ品物ヲ売買スルニ往往楮幣ノ授受ヲ拒格スル有リト、是レ畢竟実貨ヲ貴重スルヨリシテ、随テ小商ノ營業ヲ妨碍シ生理窘蹙スルヲ聞ク、洵ニ憐憫ス可キナリ、若シ此ノ弊患ヲシテ三府ヲ首メ全国

太政官札価値安定方案について

各地ニ延蔓セシメハ則チ必ス益ス財用ノ流通ヲ壅塞ス可シ、今後ハ品物ヲ定購シ若クハ売買スルニ必ス楮幣ノ時価ヲ以テ之ヲ授受ス可ク、金貨ヲ以テスルヲ禁止ス<sup>(7)</sup>」

このような布告によって社会的信認を確保するに至らない太政官札の流通を強制しようとする、明治政府の専断的通貨政策が通貨価値安定の効果を達成するものであろうと期待することは困難である。太政官札の価値を回復するためには、正貨と紙幣を本質的に連繋する通貨政策を実施する以外に方途は見出し得ないであろう。したがって、明治二年四月二十九日明治政府は従来の通貨政策に根本的変革を行い、新貨幣鑄造の上太政官札を正貨兌換券とすることを条件として、正貨と太政官札の平価流通を強制すべき旨を布告するに至ったのである<sup>(8)</sup>。さらに五月二十八日には、政府紙幣の発行量を三、二五〇万両に限定し、新貨幣鑄造の上明治五年を期して政府紙幣を正貨と兌換すべきこと公約し、その条件にもとづいて正貨と紙幣との間に較差を設けることを禁止する旨を重ねて布告したのである<sup>(9)</sup>。

しかしながら、その直後の明治二年六月に行った東京横浜周辺地域の太政官札流通状況探索の結果を見ると、紙幣は依然として正貨に対して二割乃至三割の減価を示しており、また紙幣と正貨の混合支払の方法によって日常取引の一部が決済される状態にあったことが知られるのである<sup>(10)</sup>。

明治二年六月付監督司の古谷管一名儀の、大隈重信ら宛同書が「大隈文書」の中に見出されるが、それには、商社設立後は通商司において処理すべき問題であるが、その時期に至るまでとりあえず系問屋仲間四・五人づつ組合を結成させ、生糸仕入前貸資金として紙幣五万両を貸渡し、商品を横浜商人へ売却の上、三十日以内に政府の必要とする洋銀をもって返納せしめる太政官札流通方策が建議されている。この意見によっても、政府は太政

官札による融資の方法を利用して洋銀を吸収しようとしていたことが知られるのであるが、この金融政策に関する蚕糸掛世話役頭、半蔵・善次郎名義の上申書は、政府紙幣すなわち太政官札の流通が渋滞する状態を次のように述べている。

「今般金札を以正金同様通用可致段嚴重之御沙汰被仰出、諸国共同様御触出し相成候趣ニ承知罷在候得共、未  
国々在々ニ至り候而ハ兎角金札ニ人氣折合不申様粗及承り申候、尤其土地々々家込町続之場所は御達し向も行  
届人氣も相纏り可申候得共、養蚕製作方致候在々辺土之地は自然嚴重之御趣意も染ミ渡り兼候間、蚕種紙生糸  
共金札ニ而買入方差支、糸問屋共は不及申諸国荷主共ニ至る迄必至と難渋仕候、前条申上候次第ニ付外々之者  
共正金持參致蚕糸買方致し候ハハ正金ニ人氣相泥ミ候ニ付、金札を以買入方ニ出張いたし候もの徒ニ手を束ね  
買方行届申間敷と一同深く心痛仕候、何卒格別之御仁恵を以国々在々至る迄金札ニ而無差支仕入方出来候様、  
乍恐御下知被成下置候様奉願候」

「且表立申上兼候得共、今般金札通用嚴重之御沙汰被仰出候而も、前条申上候在方之人氣正金ニ相泥ミ候ニ  
付、正金持參ニ而買入有之候ハハ金札持參之買入ニは自然取合不申様相成可申奉存候間、無余儀正金直段之処  
エ何程敷増方不致候半而ハ買方出来不申、乃至正金ニ而金耄兩ニ付生糸目方三拾目之品、金札ニ而貳拾目買入  
候心得ニ無之候半而半、買入多之蚕糸之儀ニ付迎も買入方行届不申候、右様之儀ニ付出精売込候而も損金難  
斗、左有候而は大金高之儀ニ付損銀之弁方糸問屋共之力ニ及不申、此辺之場合御汲慮被成下置候様奉願上候」<sup>40</sup>  
この上申書に述べられているように、太政官札に対する社会的信認は商業都市においては兎も角、生産地帯に  
おいては依然として不十分なものであり、正貨と金札の平価流通が布告された後においても、主要輸出商品であ

太政官札価値安定方案について

### 太政官札価値安定方案について

る生糸の集荷手段として太政官札を利用しようとするとき、正貨による仕入に比較して商品仕入契約の成立が困難であり、太政官札による決済契約が成立するとしても三割余の高価買入を条件としなければならなかったのである。この記述は、不換紙幣である太政官札と正貨を平価に流通せしめることを強制しようとする布告が、商品流通機構における経済原則を圧倒するほどの強制的効果をもつに至らない真理を明らかにしているといえよう。この金紙平価通用の布告に対するイギリス公使の答書に、

「貴国政府楮幣ヲ発行セハ恰当ノ価格ヲ量較ス可キニ、却テ時価ヲ停廢シ強テ國民ヲシテ真貨ト同一ニ行使セシメ、終ニ其ノ影響ヲ外国人ニ波及セシムルニ至ル、蓋シ楮幣ヲシテ真貨ト同一ニ通用セシムルハ政府ノ布令若クハ威權ヲ以テ強迫シ得可キニ非ス、唯タ国内人民厚ク政府ヲ信シ而ル後ニ始テ能ク普行スルヲ得ンノミ、然ルニ今ヤ是レニ反スルヨリシテ彼我交際ノ妨碍ヲ来タシ竟ニ条約ノ大旨ヲ失ハシム、貴国政府既ニ貿易上ニ巨害を起生スルヲ知悉シ而モ尚ホ楮幣ト真貨ト同一ニ通用ス可キヲ發令セルハ尤モ痛歎ス可キナリ、」<sup>(4)</sup>

とあるように、政府紙幣の価値はその紙幣に対する社会的信認によって維持されるものであって、一片の布告をもってその紙幣を正貨と平価に流通せしめようと強制することは通貨原理にしたがうものではないのである。したがって、明治二年五月二十八日の金札時価通用停止を命ずる布告を發表するにあたって、金紙の平価流通を実現せしめるために紙幣に対する社会的信認を確保する条件として、政府紙幣発行量の限定、正貨兌換制度の確立を設定せねばならなかったのである。

以上述べたような太政官札の流通渋滞状況に対して、その価値回復・流通性拡大をはかるために明治政府は紙幣時価通用策あるいは金紙平価流通強制策を実施したのであるが、それ以外にもこの問題についていくつかの

考慮が払われていたのである。どのような紙幣価値維持政策が提案されたかを当時の建白書その他についてさらに検討することにした。

- (1) 「大隈文書」A三二八六
- (2) 同右、A三三四〇
- (3) 同右、A三三三二
- (4)(5) 「大蔵省沿革志」(明治前期財政経済史料集成、第二卷、四八二頁)
- (6) 「貨政考要」法令編、第二卷、一二頁
- (7) 「大蔵省沿革志」(明治前期財政経済史料集成、第二卷、五一頁)
- (8) 「貨政考要」法令編、第二卷、一四頁
- (9) 同右、一七一八頁
- (10) 拙稿、「金札流通状況の探索書について」(成城大学経済研究、第十、十一号)「横浜周辺における金札の流通状況」(大倉山論集、第八輪)
- (11) 「大隈文書」A三三〇八
- (12) 「大蔵省沿革志」(明治前期財政経済史料集成、第二卷、五九頁)

### 三

国内商業取引においては正貨を流通手段として使用することを禁じ、太政官札専用とすることが政府によって

太政官札価値安定方案について

### 太政官札価値安定方案について

布告されたのは、明治二年四月八日および九日のことであつたが、同月十五日会計官は、太政官札価値の安定およびその流通性の拡大を実現する基本条件として貨幣価値に関する根本的原理を金屬主義にもとめて、太政官札を正貨兌換券とする方法をとるべきであると主張したのである。すなわち、その主張するところは次の通りである。

「楮幣ハ人民ヲシテ之ヲ信貴セシムルヲ要ト為ス、因テ新貨鑄成シテ之ヲ発行スルニ至ルマテ我カ官中ニ見存スル金銀塊ヲ以テ旧金銀貨ニ型鑄シ、而シテ三都府下ニ於テ毎日數百兩ヲ楮幣ニ兌換セハ自カラ能ク人民ノ信用ヲ来タサン、而ル後ニ楮幣一百兩ハ金銀貨一百兩ト同一價格ヲ以テ通用ス可キヲ布令セン、此ノ如クスルモ尚ホ官規ニ遵行セサル者有ラハ更ニ提警ノ方法ヲ嚴施ス可シ、今ヤ既ニ金銀座ヲ廢閉スルモ、目下別ニ情勢ノ已ムヲ得サル者有ルニ由リ姑ク外国人一名ヲ雇用シテ以テ其ノ鑄造ニ眼同セシメン、是レ信ヲ外国人ニ取ルヲ欲スレハナリ。」<sup>(1)</sup>

この会計官の意見は紙幣に対する社会的信認の根拠は正貨兌換にあるとするものであつて、徳川幕府時代の旧貨幣形式にしたがつた貨幣を鑄造して、それを太政官札の兌換準備金とし、太政官札価値を金屬素材価値に結合することを提案しているのである。これは同月二十九日明治政府が新貨幣を鑄造し、それにもとづいて兌換制度を確立する計画をもつてゐることを發表して、政府紙幣を正貨と平価に流通せしめる旨を布達するに至らしめた動機となる主張である。新貨幣鑄造のことが公表されたのに関連して、同月会計官は旧貨幣の処理方法、太政官札の価値回復について、次のような方策を立案した。

「其一、新貨幣ノ鑄造ヲ発令スルニ由リ各種ノ旧貨幣ハ本年十月朔ヨリ通用ヲ禁止シ、旧貨幣ヲ貯藏スル者ハ



速ニ之ヲ兌換セシメ、随テ出納司官員ヲ府藩県ニ派差シ兌換ノ事務ヲ料理シテ阻滯スル有ル勿カラシメン、  
其二、外国貿易上ニ妨礙無カラシムル為メニ各開港場、開市場ニ出納司官員ヲ派差シテ之ヲ料理セシメン、  
其三、楮幣ハ自今以後年年五分ノ利子ヲ交付セン、

其四、府藩県貸付ノ楮幣モ亦タ其利子ノ數額ヲ算定セン、

其五、楮幣ノ時価ヲ評立スルヲ禁止セルニ由リ、監察吏員ヲ府藩県ニ派差シテ之ヲ幹理セシメン、

其六、物価騰貴シテ下民困難ス、因テ凡百貨物ハ日今ノ時価ヨリ二割ヲ減下スル者ヲ以テ高価ノ極度ト為シ、  
限価ノ以内ヲ將テ売買セシメン、

其七、外国人ト貿易スルニ楮幣ヲ以テ授受スルハ妨礙スル所有リ、是ニ由リ各開港場、開市場ニ出納司官員ヲ  
派差シテ金貨及ヒ洋銀ヲ收貯シ以テ楮幣ト兌換シ授受上ニ妨礙スル無カラシム可シ。<sup>(6)</sup>

これによって見ると、会計官は太政官札と正貨の平価流通を強制し、物価統制を行って紙幣基準の物価の二割引下げを実施しようと企図していたことが知られる。会計官によってこのような方策が考慮されていることを見ると、さきにあげた出納司あるいは通商司の業務が正貨集積に重点をおいていたことは、貿易取引に必要な対外支払手段の獲得をはかるとともに、太政官札の兌換準備のために旧貨幣吸収を意図していたものであったと考えられるのである。

明治二年四月から太政官札の正貨兌換方法を樹立することによって、太政官札の価値を正貨と平価に維持し得るとする金属主義的貨幣説が現われてきたのであるが、当時政府に提出された貨幣に関する建議書の中にも、そのような金属主義にもとづく意見が見出されるのである。その一つとして教道局書記伊能外記による「紙幣取

太政官札価値安定方案について

換所設置の議」をあげることができる。それは関東地方に百ヶ所余の紙幣引換所を設置して正金三百万兩を備え、太政官札の兌換を開始すれば、金紙平価通用の体制が確立されるであろうと主張するものである。その説くところは次の通りである。

「紙幣相場日々高下いたし下民之難浹無申斗洪嘆之至ニ御座候、元来天下之困乏を御賑給被為在度思召ニ而御製造ニ相成候金札、却而下々之難儀ニ相成候様ニ而ハ不都合之次第、依之相考候ニ紙幣通用ハ是迄諸侯之国々に有之、いつれも他領へ持出候ニハ正金ならてハ難相成、上へ引替相願候ヲ引替不滞間ハ百匁之札ハ正百匁ニ通用いたし、引替差支候より相場も下り、相場下候故愈引替も難相成、終ニハ潰ニ相成候類間々有之候を見聞いたし候、愚民共今般之金札も同様之儀と相心得、別而窮民ハ、僅ニ貳三分之金を元手にいたし渡世致候、其売物紙ニ換り若哉破損なといたし候時ハ元手ニ放可申疑惑百端ニ而兎角ニ請取不申、況而田舎之農民などハ義理ニ暗き者のみニ而、光沢有之を宝と貴ひ紙幣を賤め、米粟ヲ困込更ニ売出不申趣ニ承及候、金銀を至宝といたし候ハ其衣食得る処之物と相代へ候より之儀ニ而、金銀飢ニ充寒を防くものニは無御座候、然れハ紙ニ而も其欲する処之物ニ相換候ハハ同様之儀ニ可有之候処、右様相滞候ハ旧習之蔽と頑愚との故ニ御座候、借右申立候通紙幣田舎は更ニ通用せず東京内のみ之通用ニ而、大商為替問屋ニのみ相集候故相場も日々不定儀と奉存候、彼侯国ニ而は他国へ通用不致候故無抛引替もいたし候得共、朝廷より被為行候紙幣は外国を除き天下海内はいつとも通用可致筈ニ候得は、引替ニ及不申儀ニ御座候得共、既ニ正金と相交通用いたし候得は、誰も光沢あるを悦楮幣を厭候は人情之自然ニ而止事ヲ不得儀ニ御座候、然れば朝廷之御威信然相立候ハハ老両之紙幣はいつとも老両ニ而通用いたし御賑恤之御趣意も貫徹可仕も、頑固の愚民いかに教候共今更其甲斐これあるへか

らず候間、暫彼の欲する所ニ就せられ一時之權ニ而引替所御開被遊、紙幣普ねく世上へ行渡候様相成候ハハ公私之大幸と奉存候間其仕方左ニ奉申上候、尤種々筆紙ニ難尺儀も有之万々一御尋ねも御座候ハハ御召出被成下口舌ニ而申述候様仕度奉存候<sup>(3)</sup>」

政府紙幣は国内通貨として完全な機能を果すべきであるが、金紙混用の通貨構成であるため正貨と紙幣の価値に較差を生じているので、とりあえず紙幣を正貨に結合し、三ヶ月間正価兌換を行へば、太政官札四、八〇〇万兩が正貨三〇〇万兩によって社会的信認の基礎を確保し、

「朝廷之御威信も屹度相立、下億兆之難儀を救、富国之術も被行候儀と存込候<sup>(4)</sup>」  
と紙幣取換所の効果について確信的な主張を表明しているのである。

この主張はすでに四、八〇〇万兩の発行額に達している太政官札に対して六%余にすぎない三〇〇万兩の正貨兌換準備をもって、紙幣価値を正貨と平価に維持することが果して可能であるかどうかという点に問題が残されているといわねばならないが、新貨幣鑄造に至るまでの期間にも旧貨幣による兌換を行い、太政官札の価値を安定せしめるべきであるという金属主義的貨幣観念は、さきに述べた会計官の意見とその立場を同じくするものである。

これと同様の見地に立って太政官札兌換方策を提案しているのは、横浜商人関戸良平、門屋幸之助連名の明治二年付「貨幣之儀ニ付奉申上候書付」である。この意見書は両都五港に貨幣引換所を設立し、新貨幣一三〇万兩を準備して、明治四年あるいは五年正月より十三年十二月までの間に紙幣と新貨幣との兌換を完了すべきことを説くものである。しかしながら、もし新貨幣鑄造を早急に実現することが困難であるとすれば旧貨幣引当の兌換

太政官札価値安定方案について

券をもって太政官札の引替準備物件とすべきであるという方策をその仕法書の中に述べているのである。すなわち、それによると

「尤新貨□□万差向御鑄造相成候儀急ニ御処置難被為在候ハハ、新貨□□万ニ的し候丈ケ之旧貨御引換所エ御積置相成、各国コンシエル立合之上右旧貨エ封印致し、外国人相用候洋銀手形同様之引換手形御取設け相成、右を以楮幣と御引換相成候ハハ可然奉存候」<sup>(6)</sup>

と、応急策として旧貨幣引当の兌換証券をもって太政官札の兌換準備とすべき方法のあることが仕法書に述べられているのである。かりにこのような方法が考えられるとしても、この意見書の主張する原則は、太政官札価値を安定せしめる基礎を新貨幣と兌換する以外にもとめることはできないとするものである。しかしながら多量の「新貨幣を鑄造することは不可能に近いと考えられるので、とりあえず国内取引の八割に当る取引高を占めている両都五港に貨幣引換所を設け、貿易取引について一三〇万両の新貨幣、あるいは洋銀をもって太政官札の兌換を行うことによつて、国内取引においても紙幣・正貨の平価流通を実現する要因を醸成することができるであろう」と説いているのである。さらにこの旧貨幣を蓄積するためには、

「旧幣之儀ハ以来御廃止相成候ニ付、当已五月より来午年十二月迄ニ尽く楮幣ニ御引替可相成間早々旧貨差出御引替相願可申、右期限之後ハ決而御引替不相成旨御布告御座候様仕度候」<sup>(6)</sup>

と述べているように、太政官札をもって旧貨幣を強制的に政府へ引掲げるべきであるとしているのであるが、このような強権的方策が効果的に作用し得ることを期待するのはまず困難であろう。また貿易取引決済に関して、

「外国人エ御国産売込右代金洋銀ニ而請取候者ハ、右之洋銀御引換所エ為差出楮幣御渡相成、又外国人より品

物買取候者ハ御引換所エ楮幣為差出新貨幣或ハ洋銀之内御渡相成候様仕度候<sup>の</sup>」

と洋銀の蓄積方法を述べて、毎年四月下旬より八月中旬までは茶・生糸・蚕卵紙等が輸出超過の状態にあるため、早急に引換所を設立し、五月上旬より右の方法による引換業務を実施すれば数万の洋銀を明治二年中に集積することは可能であり、新貨幣鑄造の条件を整備し得るであろうと説いている。しかしながらこれは明治二年より明治十五年まで明治九年を除いてわが国の貿易収支は年々輸入超過を継続し、正貨流出を防止し得ない状態を現わす以前の時点における意見であって、わが国の経済的現実<sup>(8)</sup>に適合しない見解となるべき運命をもっているのである。しかしながら、茶・生糸等の輸出によって獲得される洋銀をできる限り政府に吸収し、それを対外支払手段に充当する準備金蓄積方を政府がとっていたことは、出納司・通商司等の勘定帳あるいは横浜為替会社の洋銀券発行業務によって見られるところであり、また明治八年以後の勸業寮による直輸出政策の貿易金融方式も同様の方法によって洋銀蓄積を企図するものであり、さらに明治十三年十月以降の横浜正金銀行に対する政府の外国荷為替資金預入金の運用方式もその形態を同じくするものである。このようにして、明治二年に生じた金<sup>(8)</sup>属主義的貨幣観念にもとづく太政官札の兌換方案は、退蔵旧貨幣収集と貿易金融による洋銀蓄積を目指す政策として実施され、紙幣価値を正貨に接近せしめることに効果をあらはしたのである。横浜為替会社（後に横浜第二国立銀行）の「日縮帳」による相場書を見ても、「新貨条例」制定直後の紙幣相場は次のような状態であった。

「申（明治五年）二月廿四日

一、洋銀、六十二匁三分六厘

一、新貨幣、百匁ニ付、金貨二分判同断、銀貨百一兩位

太政官札価値安定方案について

太政官札価値安定方案について

一、金札、二分判同断

申三月五日

一、洋銀、六十一匁八分三厘

一、新貨幣、百円ニ付二分判ニテ、金貨二分判同断、銀貨百一兩位

一、金札、二分判同断<sup>(a)</sup>

右のように金札が金貨と平価の相場を維持する状態がしばらく継続するのであるが、四月五日には、

「申四月五日

一、洋銀、六十目三分五厘

一、金銀新貨金札円札同断

一、正二分判金銀貨百円ニ付九十八兩<sup>(a)</sup>

と、旧貨幣に対して新貨幣金札の相場は下落を示しはじめ、酉（明治六年）七月十日には、

「一、洋銀六十匁九分四厘

一、正二分判当今品無数

一、銀貨幣同品無数<sup>(a)</sup>

という相場書が提出されているように、洋銀以外の正貨の流通は見られなくなるのである。したがってその後は洋銀相場のみが現われることとなり、七月十一日以後十一月二十四日までの相場書には常に六十一匁以上の洋銀相場が報告されているのである。しかしながら、この状態も長く持続することは明治初期の経済発展段階におい

ては困難な課題であった。薩藩置県・教育制度整備等の政治的社会的改革、経済発展に対する社会的間接費用の増大、あるいは経済制度改革の基礎的条件としての近代的産業設備および技術導入に関する対外支払の増大によって、政府紙幣の増発・正貨の流出は避け難いものとなって、遂に兌換券発行方策の実行は不可能な状態となり、明治七・八年の頃より再び金紙の間差を拡大するに至ったのである。この傾向は漸次進行して明治十年西南戦争以後のインフレーション状態を現出するまで深化したのである。政府紙幣の兌換性回復の目的は、明治十四年以後のきびしい財政緊縮・紙幣整理政策によって深刻な経済不況の犠牲を忍んだ結果、漸く明治十九年一月一日に至って達成されたのであった。

- (1) 「大蔵省沿革志」(明治前期財政経済史料集成、第二卷、五二頁)
- (2) 同右、五三頁
- (3)(4) 「大隈文書」A三三〇二
- (5) 同右、A三三五二、なおこの建議書については、拙著「幕末維新の貨幣政策」第三章、および「大隈文書」A三三四一、三三四六参照。
- (6)(7) 「大隈文書」A三三四六
- (8) 拙著「明治前期の正貨政策」第二章・第六章、および「日本資本主義創成期における金融政策」第四章参照。
- (9) 「会社全書」(日本金融史資料、明治大正編、第二卷、一六六一―一七二頁)
- (10) 同右、一八九頁
- (11) 同右、三九四頁

太政官札価値安定方案について